

平成29年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年8月24日（木） 午後2時 開議
城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第2回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第4回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第12号 宮古島市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について
- 日程第6 議案第13号 宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報告第4号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について）
- 日程第8 その他 平成29年度学校給食共同調理場運営委員会について
- 日程第9 その他

議案第12号

宮古島市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年8月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市文化財保護審議会条例第4条の規定により、委嘱する必要があるため、本案を提出します。

議案第13号

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年8月24日

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

平成29年3月31日付、平成29年政令第95号で公布された「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」に基づき、宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則（平成27年宮古島市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則中「(平成24年法律第65号)」を削る。

別表中「前年度分の市町村民税非課税世帯」の次に「(9月以降は、当該年度分市町村民税非課税世帯)」を加え、「前年度分の市町村民税(9月以降は、当該年度分市町村民税課税世帯)」を「前年度分の市町村民税課税世帯(9月以降は、当該年度分の市町村民税課税世帯)」に改める。

備考1中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

備考3中「(昭和25年法律第144号)」及び「(平成6年法律第30号)」を削る。

備考4を次のように改める。

備考4 この表の規定にかかわらず、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

備考5を次のように改める。

備考5 この表及び備考4の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯において、特定被監護者等（子ども・子

育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等という。以下同じ。）の範囲で最年長の子から順に2人目の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については半額とし、3人目以降の小学校就学前子どもにかかる利用者負担額については無料とする。ただし、第1階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯（9月以降は当該年度分市町村民税非課税世帯）において、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目以降の小学校就学前子どもに係る利用者負担額については無料とする。

備考6中「77, 101円未満」を「77, 100円以下」に改める。

備考6の次に次の備考を加える。

備考7 この表の利用者負担額には、食事の提供にかかる負担金を含まない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の規定は平成29年4月1日から適用する。

報告第4号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年8月24日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

宮教学適第 2 1 2 号

平成 2 9 年 8 月 8 日

宮古島市長

下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

9 月定例議会議案提出について（依頼）

みだしの件について、9 月定例議会へ下記の議案提出を依頼します。

記

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年9月7日提出

宮古島市長

下地 敏彦

提案理由

城辺地区の4中学校（福嶺・城辺・西城・砂川中学校）の統合に伴い、西城中学校の位置に「（仮称）城辺地区統合中学校」を新たに設置するには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

宮古島市立砂川中学校	宮古島市城辺字砂川599番地
宮古島市立西城中学校	宮古島市城辺字西里添1080番地
宮古島市立城辺中学校	宮古島市城辺字福里616番地
宮古島市立福嶺中学校	宮古島市城辺字新城634番地

」

を

「

宮古島市立 （仮称）城辺地区統合中学校	宮古島市城辺字西里添1080番地
------------------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成33年4月1日から施行する。